

事 務 連 絡
令和8年4月1日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部（局）
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管部（局）

こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における
給食の外部搬入方式の全国展開について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における、満3歳に満たない児童に対する食事の提供に関して、施設外で調理し搬入すること（以下「外部搬入」という。）については、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第3条に基づく構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表2の「920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」「2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」により、特例措置が講じられてきたところですが、当該特例措置については、構造改革特別区域推進本部基本方針が一部変更（令和8年3月31日閣議決定）され、令和9年4月1日から全国展開することとされました。全国展開に伴う関係法令(※)の改正については、改めてご連絡いたします。また、全国展開の結果を受けて、令和8年度に調査研究を実施予定ですので、アンケート調査等ご協力をお願いいたします。

また、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会における検討に際し、こども家庭庁が行った公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園に対する調査において、一部の施設において、離乳食の提供、食物アレルギー疾患を有するこども・体調不良児・障害児への個別の対応、食育への対応について、課題が生じていることが明らかになりました。このため、当該特例措置の認定を受けた地方公共団体におかれては、当該認定に係る公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における外部搬入の実施に当たっての要件等を改めて確認し、遵守いただくようお願いいたします。

さらに、当該特例措置の認定を受けていない地方公共団体を含め、保育所や認定こども園等において、外部搬入によるかどうかにかわらず、こどもの発育・発達に応

じた適切な食事提供を行うため、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和 7 年 9 月 こども家庭庁）を活用するよう、改めて周知いただきますようお願いいたします。

（※）「関係法令」は、以下のとおりです。

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号） 等

以上

【参考】

- ・別添 1 第 14 回子ども・子育て支援等分科会（令和 8 年 3 月 18 日） 資料 3
- ・別添 2 令和 8 年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業調査研究課題（抜粋）
[（一般会計分）令和 8 年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業調査研究課題（一次公募）](#)
- ・別添 3 構造改革特別区域基本方針別表 1（抄）
- ・「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和 7 年 9 月 こども家庭庁）
[児童福祉施設等における食事の提供ガイド（令和 7 年 9 月）](#)

問合せ先

こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係

E-mail：seiikukiban.hourei2@cfa.go.jp